

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、D県H市所在の会社C（以下「会社」という。）において就労していた。

請求人によれば、平成○年○月○日、会社施設である○棟○階○検査室内の通路を通過した際、異臭がし、ガスを吸い込み、その後、数分後に気分が悪くなり、頭痛、めまいなどの症状が出現したという（以下「本件災害」という。）。請求人は、1週間経っても頭痛等の症状が続いているとして、同月○日、E外科脳外科に受診し「頭痛」と診断された。その後、請求人は、F病院及びG病院に受診したところ、F病院では「ガス中毒の疑い」と診断されたが、G病院では傷病名は付されなかった。

請求人は、上記傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、会社において流出したガスを吸引したため、頭痛等の症状が出現したとして、請求人に出現した諸症状は業務上の事由によるものである旨主張しているので、以下検討する。

(2) 請求人が異臭を感じたとする本件災害当日の状況について、請求人は、平成○年○月○日付け聴取書において、「○棟の食堂から○棟○階の自席に戻る途中、○検査室の側の通路のドアを開けて2、3歩くらい歩いたときにモアっとしたダンプカーの排気ガスのような強烈な異臭を感じたため、息を止めた状態で向こう側のドアに向けて早足で歩いた。ドアにたどり着く直前で息が持たずガスを吸い込んでしまった。」旨述べ、また、請求人作成の「ガス吸入__経緯」には、「2呼吸くらい吸い込んだ。呼吸を我慢して室内通路を直進し、呼吸を我慢しきれず1回吸い込み、前方にある別扉から退室した。」旨記載している。以上の請求人の申述からみると、吸い込んだガスの量は2呼吸程度の間に吸入される量であったと推認される。

(3) 異臭の原因物質については、決定書理由第2の2の(2)のオ及びカに説示するとおりであり、当審査会としても、原因物質を特定することは極めて困難であり、不明であると判断せざるを得ない。

(4) 請求人の症状とその原因については、請求人が受診した医療機関の各医師の所見は、決定書理由第2の2の(2)のイに説示するとおりであり、それらによれば、請求人には明らかな異常所見や著しい他覚的所見は認められておらず、

傷病名の確定診断には至っていないことが認められる。

(5) アンケート調査の結果及び請求人等の申述によれば、請求人以外に本件災害当日に異臭を感じた者が何人か存在することは認められるものの、請求人以外に体調不良を訴える者はいないことが認められる。

(6) 以上のことから、請求人が吸い込んだとする有害物質は不明であり、また、傷病名について確定診断はされておらず、さらに、請求人の異臭の吸引状況及び請求人以外に健康被害を訴える者はいないことを鑑みると、原因物質の空気中の濃度は健康を害するほどではなかったと判断することが相当であり、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のク及びケに説示するとおり、上記1で引用した判断の要件に照らし、業務起因性は認められず、請求人の諸症状と業務との間に相当因果関係は認められないものと判断する。したがって、当審査会としては、請求人に出現した諸症状は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(7) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。